

# 祝允明の史学

間野潜龍

【要約】中国史学史の上からいえば、明代は特に餘り豊かな時代であったとはいえない。しかし明代中期以後になると、前期にみられた野史的掌故の学にかわって、幾多の記録や実録などにもとづいた合理的な史学研究が行われるようになったといわれる。このような傾向が過ぎの清朝にも受けつがれ、考証学的な研究にもなるが、明代後期には李卓吾のように、過去の人物評価に拘泥せず新しい観点から独自の人物評論をうち出そうという傾向も現われてきた。ところで祝允明といえば、一般には書家として著名であるが、彼の著作の一つである祝子罪知録をみると、既成概念によって組み立てられた人物評価を打破し、全く新しい人物論が展開されていることを知る。すなわち李卓吾出現より早く、明代中期に、蘇州地方に底流するはげしい批判精神に裏付けられて展開された祝允明の人物評論を見ることにより、明代の史学史に新しい一頁を加えることを念ずるものである。史林 五一卷一号 一九六八年一月

## 一

中国の史学史を論じた代表的な研究書である内藤湖南博士の『支那史学史』の中に、明代の史学に関して、過ぎのような説明がされている。<sup>①</sup>「明全体の史学の状態を通覧して見て、明代には掌故の学問の盛になったことは、清朝人も認めて居る。……勿論この学問は宋代から已に行われ、今日叢書の元祖といわれる百川学海は、半分以上は宋代の

掌故の書である。しかし明代の掌故の書と宋代のそれとの多少異なる点は、明代のは野史の体を帯び、宋代のは真に朝廷の故事、儀礼に関するところを見聞のまま書いていることである。野史の風があるというのは、正しい記録により又は自己の直接に経験した役所の故実だけを書くのでなくして、伝聞でも何でも珍しいことを書き留め、時には之を編纂までする風があることである。……この風は明の中葉以後一変しかけて来た。これが宋以後の歴史の一大変化の時

期であって、この時に変化した主義が清朝まで続いた。故に嘉靖より万暦の頃までは、史学史上大切な時期である。

この時期に於ける代表的人物は王世貞、焦竑等であって、これらは掌故の学を一変した人である。これらの人は、従来の尊本位の記述を一変して、正確な史料によって掌故の書を編纂しようとした。その中で第一の材料となったのは実録である<sup>②</sup>。つまり内藤博士は、明代には掌故の学が盛んであったということ、そうしてその掌故の学が野史の風を帯びていたが、明代中葉以後に一変するようになり、実録とか記録とかの確かな資料に基づいて書く風になったこと、その代表的人物として、王世貞、焦竑等を挙げうるといのである。さらに博士はつづいて同書の中で明の実録の価値を論じ、王世貞の弇州史料や焦竑の国朝献徵録が明代掌故の学にとって、特に重要な書であることを強調され、それ以後の野史も概ね確かな記録によって書くようになったと述べておられる。

さて王世貞といえば、李攀龍らとともに後七子の名称でよばれる文壇の第一人者で、復古派の重鎮である。彼は嘉靖八年（一五二九）蘇州府下の太倉州に生まれ、嘉靖二十

六年進士に挙げられて刑部主事となり、郎中から山東兵備副使となったが、嚴嵩に抵抗した楊繼盛のために協力して、嚴嵩にきらわれ、また父の王忬が嚴嵩のために獄死したので、官を去って家居した。その点で彼の中に反骨精神の流れていることが知られる。隆慶になってようやく出仕し、右副都御史として鄖陽を撫治した。さらに南京大理卿、応天府尹、南京兵部右侍郎を歴任し、南京刑部尚書に終ったが、談遷もいう如く、

夙負名節、練習掌故、雅志不朽、所著弇州四部稿統稿別集、卓然推一代詞宗<sup>④</sup>。

と称され、またその文章の激烈なることは、

屠隆曰、古之王祥、德掩其言、今之元美（王世貞）、言掩其德、王祥不在能言之科、問与談論、理致清遠、是德掩其言也、元美作芸苑卮言、鞭撻千古、揅擊当代、筆挾清霜、舌掉電光、天下士大夫、孰其文想其丰采、遠聽遙度、必以為駭俊薄夫、而不知其為人殊長者、識無所不綜、而量無所不包、寬仁愛人、盛德之声滿里閭、而或不尽聞于薄海内外、是言掩其德也<sup>⑤</sup>。

という文によく尽くされている。したがって王世貞の歴史に対する考え方は、彼の著である弇州史料、弇州山人四部

稿、続稿などからも知られ、また皇明經世文編卷三三四の「国史答問」にも示されるが、いま彼の著作の一である弁山堂別集から、先に挙げた内藤博士の所論に対応する彼の意見をみると、つぎのようである。まず、

国史之失職、未有甚于我朝者也、故事有不諱、始命内閣翰林臣纂脩実録、六科取故奏、部院咨陳牘而已、其于左右史記言動、闕如也、是故無所考、而不得書、国忸袞、則有所避而不敢書、而其甚者、当筆之士、或有私好惡焉、則有所考無所避、而不欲書即書、故無当也、

と。つまり明の国史ほど誤りの多いものはない。正式の記録たる実録の纂脩においても、決して正しく記録されていない。個人的な好悪の情によっては、当然書くべきことを書かず、事を誤らしめる所があるとす。それならば十分なる史を補うには何を以てすべきか。

史失求諸野乎、然而野史之弊三、一曰挾郟而多誣、其著人非能称公平賢者、寄雌黃于睡毗、若雙溪雜記、瑣綴録之類是也、二曰輕聽而多舛、其人生長閭閻間、不復知鼎官事、謬聞而遂述之、若枝山野記、剪勝野聞之類是也、三曰好怪而多誕、或創為幽異可愕、以媚其人之好、不覈而遂書之、若客坐新聞、庚巳編之類是也、無已求之家乘銘狀乎、此誤枯骨、謁金言耳、雖然国史人

恣而善徹真、其叙章典、述文獻、不可廢也、野史人臆而善失真、其徵是非、削譴忌、不可廢也、家史人諛而善溢真、其讚宗閥、表官績、不可廢也、吾于三者、豹管耳、有所見、不敢不書、以俟博洽者考焉、

と。すなわち野史や家乘銘状をも敢えて棄て去るものではない。

夫家乘是而疑滂者、吾弗敢擿也、野史非而疑毀者、吾弗敢救也、其齟齬而兩有証者、吾兩存之、其私而覈者、吾始從陽秋焉、鄙人之途聽而誕者也、織人之脩却而誣者也、則弗敢避矣、

と。いって、家乘ならびに野史の中に、兩者ともに証あれば、ふたつながらこれを存すというのである。

さて、ここで王世貞は、野史の弊に三ありといつて、その一つに「挾郟而多誣」なるものとして雙溪雜記や瑣綴録を挙げた。また第二の「輕聽而多舛」なるものとしては、枝山野記<sup>⑨</sup>、剪勝野聞<sup>⑩</sup>を挙げ、第三の「好怪而多誕」なるものの部類として客坐(座)新聞<sup>⑪</sup>や庚巳編<sup>⑫</sup>を槍玉に挙げたが、これらはいづれも当代一流の名士の手になる掌故瑣記の書であった。その書をとりあげて、王世貞は弁山堂別集の史乘考誤十一巻の中で、あますところなくその誤謬を指

摘し、さらにその筆は劉宸の国初事蹟、皇甫庸の近峯聞略、皇甫録の皇明紀略、陸深の玉堂漫筆、黃溥の聞中今古録などあらゆるものに及んでいる。とりわけ祝允明の野記などは、随処にその誤りを列挙して、完膚なきまでにその誤謬を訂正しているのである。

もちろん王世貞はどこまでもこれらの書を目のかたぎと考えたわけではない。すでに先にいうように野史のとりべき処はやはり採択するという態度である。同じく弇山堂別集卷十八(皇明奇述三)に「生産右腹及肋<sup>③</sup>」という奇妙な話を載せているなかに、成化十八年鳳陽宿州の民張直の妻王氏が、脇腹から一男を生んだ話を、「祝京兆記之」として祝允明の説から引用しており、成化二十年徐州の夫婦が肋骨の下から一児を生んだことを、尹直の瑣綴録から引いているのは、まさに王世貞の態度を示すものであろう。すなわち祝允明の野記そのものには殆んどとるべきところがなしいといながらも、祝允明のいう説のなかで採るべきことは「祝京兆記之」といって、それに従っているのである。

しかし王世貞が示したような祝允明の野記に対する厳しい態度は、清朝に入って四庫全書総目提要などでも踏襲さ

れた。提要では、

是書所記、多委巷之談、如記張太后遺詔復建文年号一事、張朝瑞忠節記已弁之、至謂永樂大典修輯未成而罷、則他事失實可知、朱孟震河上楮談亦稱、允明所撰志怪及此書、可信者百中無一云、<sup>④</sup>とあり、委巷の談にして、百に一も信すべきものはないと断るのである。

けれども明の郎瑛は七修類稿のなかで、野記の談、必らずしも誤りでないと論ずる。

野記載、仁廟資質甚美、詞翰並精、聖學外、尤喜拳業、每試錄至、則票摘瑕処、以語宮官、極允当也、又瑣綴録載、仁廟和會子榮着棋詩云、二国争強各用兵、擺成隊伍定輸贏、馬行曲路当知道、将守深宮戒遠征、乘險出軍收敗卒、隔河飛砲下重城、等間識得軍情事、一着功成見太平、王公以詞意宏偉、似勝曾詩、予意曾詩惟第二句并結得體、豈得如此詩句句有趣也、昨見褒談中載、仁廟与王汝玉一札、乃欲学詩学表之事、孜孜教百言、甚為好學、然後知野記之言不誣、詩之所以妙也、<sup>⑤</sup>

と。また同治十三年、祝允明の族裔祝寿眉が野記及び文集を刊行するにあたり、その校訂をした李文樞は跋の中で野記を指して、

是書郡志称九朝野記、自有明開國、逮嘉靖之季、九朝往迹、史

不具載者、略見是編、而并及閩巷瑣屑事、原序有云、未遑揀組、瑕不掩瑜、余觀、其叙次有法、即閩巷瑣屑、亦足広見聞資談助、紀事之体、固不必修飾於字句間也、先生磊落不羈、往往為世人指目、此則雜纂遺聞軼事、意在傳信、故不作驚人高論、

といい、大いに野記を弁護しているのである。

## 二

祝允明といえは、一般には明代の代表的な書家として著名である。出師表や赤壁賦にみられるその絶妙な筆致は、明代第一とも称せられ、文徵明とともに当時からその書名は、高く喧伝せられた。ところでこの二人とも同じく蘇州の出身であり、唐寅、徐禎卿とあわせて、世に吳中四才子の名で称せられる文人グループの仲間であった。明代の蘇州が、明代史の上でどのような位置を占めるかということ、すでに宮崎市定博士が「明代蘇松地方の士大夫と民衆」<sup>⑩</sup>の中で、詳細に論じておられるが、その中で特に面白い人物としてとりあげられたのがこの祝允明である。

祝允明は天順四年（一四六〇）、蘇州の長洲に生まれた。

字は希哲、枝山と号し、また右手の指が六本であった所か

ら、枝指生とも自称した。その祖顯<sup>⑪</sup>は正統四年の進士、官は山西布政司右参政に終った。彼の父は獻、母は大学士徐有貞の娘であるという。允明は若い時から穎敏で、五歳にして径尺の学を書き、読書すれば、一目で数行を読みくだしたといわれ、九歳でよく詩をつくった。その上、祖父顯と外祖父徐有貞の影響をうけて、群籍を博覧し、稗官雑家より幽遐鬼瑣の言まで採撰して、文章を作るや奇気あり、その思索は泉の湧くが如く、その名声は大いに世を謀がすようになつた。弘治五年郷試に應じて举人となつたが、その後は進士に及第できず、広東の興寧県知県に任ぜられた。在任中治績をあげて、応天府通判に遷つたが、間もなく病氣を理由に辞職して郷里に帰り、以来自由奔放な生活をおくって、嘉靖五年（一五二六）十二月二十七日、六十七才で卒した。その生活態度については明史の伝に、

尤工書法、名動海内、好酒色六博、善新声、求文及書者踵至、多賄妓掩得之、恶礼法士、亦不问生産、有所入、輒召客豪飲、費尽乃已、或分与持去、不留一錢、晚益困、每出追呼索逋者、相隨於後、允明益自喜、

という如く、そのため「其没也、幾無以斂」<sup>⑫</sup>といわれた。

陸燾の文に、

明興百年、士猶膠守章句、未覩其恢然者也、乃憲孝之際、始彬彬矣、祝先生、由諸生起、覃精發藻、横逸踔厲、超追古昔、盛哉、若其湛浮自得、寵辱不羈、大觀逍遙、廓然離俗矣、

というのは、墓志銘における飾言であるとしても、彼の文が明史にもいう如く「文章有奇氣、当筵疾書、思若湧泉」であり、また王錡のいうように、

不見其有沈默矜之態、連揮數篇、書必異体、文之豐饒精潔、隱顯抑揚、變化樞機、神鬼莫測、而卒皆歸於正道、真高出古人者也、

の風にも近かったことが窺われるのである。

祝允明の著作には百余卷があったというが、四庫全書総目提要には、蘇材小纂六卷、祝子罪知録七卷、浮物一卷、読書筆記一卷、野記四卷、前聞記一卷、志怪録五卷、懷星堂集三十卷を挙げ、明史の芸文志には、蘇材小纂、読書筆記、前聞記、（九朝）野記、懷星堂集の他、江海殲渠記一卷、祝氏集略三十卷、小集七卷の名を挙げている。また国朝猷徵録所収の陸燾の墓志銘には以上の書物の他に、祝子通若干卷、祝子雜若干卷、蚕衣一卷、語怪若干卷、語怪四編若干卷、金

石契一卷、興寧志五卷、詩文集六十卷、後集若干卷といい、王錡の撰した伝には、心影、南游録などの名が挙げられている。その他祝允明撰と称するものに、義虎伝一卷、猥談一卷などがあり、すべてを網羅すると、かなりの篇数を挙げることができるであろう。しかしやはりこれらの中で代表的な著作といえば、総目提要に挙げる数篇となるであろう。なかでも彼の詩文を集めた懷星堂集については、さすがに四庫全書総目提要も豊かな讃辭をおくる。すなわち、

凡詩八卷、雜文二三卷、允明与同郡唐寅、並以任誕為世指目、寅以画名、允明以書名、文章均其余事、寅詩頗唐淺率、老益潦倒、裘裘所輯六如居士集、王世貞芸苑卮言、以乞兒唱蓮花落詆之、顧璘国宝新編、称允明学務師古、吐詞命意、迴絕俗界、効齊梁月露之体、高者凌徐庾、下亦不失皮陸、其推挹誠為過当、然允明詩、取材頗富、造語頗妍、下擬晚唐、上薄六代、往往得其一體、其文亦蕭灑、自如不甚倚門傍戶、雖無江山万里之鉅觀、而一邱一壑、時復有致才人之作、亦不妨存備一格矣、

といい、祝允明の詩の取材が豊富であって、六朝より唐に及び、その文もまた一風格を成していたことを十分に認め、明史の伝や陸燾の銘文に見える辞とも符合している。また

彼の読書筆記一卷に対しても、提要では「言頗近理、不似其他書之狂誕」といい、読書筆記の前に書かれた自序の「歳乙巳、允明居憂、弗能四方讀書於事物之理、偶有所見、隨筆箋記、何就有道而正焉」という一文から、その乙巳は成化二十一年のことであるから、この書は「其少時所作、猶未蕩然礼法之外也」と解して、一応の敬意を表しているのである。

しかしその他の著作となると、提要の見解は異ってくる。

たとえば允明の志怪録五巻に対しては「皆怪誕不經之事」といい、浮物一卷に対しては「皆務為雜奇之論」と断じ、その由つて来たるところは、「蓋允明平生以晋人放誕自負、故持論矯激、未能悉軌於正」という。まさに提要では祝允明を目して、晋の竹林の七賢のように放誕無軌なる人物であるときめつけたのである。また允明の前聞記一卷については、「是書雜載前明事実、散無統紀、大抵於所為野記中別撮為一書、而小更其次第」とみなして野記の亜流となし、そのような同じ書物を幾つも分けるのは「明人欲誇著述之富、每以所著一書分為數種、往往似此、不足詰也」といって、もはや論外という態度を示したのである。しかしこの

前聞記にしても、先にのべた野記にしても、明代の野史的著作の一つとしては十分に意味を持っているとみることが出来る。すなわち王世貞が野史の弊を挙げた例として、瑣綴録、雙溪雜記、翦勝野聞などとともに野記をも黜けたが、明代前期の掌故の学を示す一端としての価値は十分にあり、さればこそ、明史芸文志の中でも、この野記四巻は劉六劉七などの事を記録した江海織渠記一卷とともに史部雜史の部に収録したのである。

### 三

さて明史芸文志では、祝允明の九朝野記四巻、江海織渠記一卷を雜史の部に入れたが、彼の蘇材小纂六巻もまた史部<sup>③</sup>に収められた一篇である。この書は提要にも云うように、天順以後の蘇州出身者の人物列伝であり、喪葬の吳中先賢伝や劉鳳の続吳先賢贊と類を同じくするものである。允明の自序によれば、弘治改元とともに憲宗実録の纂修がはじまり、各地の諸司から史館に關係の事蹟を送付するにあり、祝允明は自分に関係の深い蘇州の人物伝を私纂したのであるという。陸燾の墓志銘では本書を「成化間蘇材小

纂<sup>20</sup>』といい、王鏊の伝には「呉材小纂」と称し、郎瑛の七修類稿では「蘇林小記<sup>21</sup>』と呼んでいる。その内容は、蘇州の人物を五種に分けて、第一に簪纓なる者に徐有貞以下十九人、第二に邱壑なる者、杜瓊以下五人、第三孝徳に朱灝一人を挙げ、第四の女憲なる者には王妙鳳以下三人、第五の方術には張予等二人を挙げた。提要ではこれを論じて、

大約本之碑誌行狀、而稍為考摭、異同註於本文之下、其叙徐有貞事、頗有諱飾、蓋允明為有貞外孫、親串之、私不能無所假借、

という。つまり本書の内容はおおむね碑誌行狀にもとづいているので、抛り所があるが、徐有貞のことについては飾言が多いという。徐有貞<sup>22</sup>といえ、允明の母方の父、つまり外祖父に当るが、有貞は同じく蘇州地方の出身であり、宣徳八年の進士、体は短少なれども、精悍にして智略あり、功名心の強い人物であった。あらゆる書に通じたが、とくに天文、地理、水利、陰陽に秀いで、張秋河の治水などの水利工事で名をあげた。景泰八年、景帝の病氣に当り、石亨らと英宗復辟の中心人物となり、華蓋殿大学士、兵部尚書に任ぜられた。ついで武功伯に封ぜられ、權勢を振り、かねて対立していた于謙を失脚させたが、やがて自らも下

獄棄市される運命となった。のち金齒に徙され、成化の初には釈されて郷里に帰ったが、後に山水の間を十余年放浪したといわれる。すなわち徐有貞の生涯をみると、一時は大学士にいたり武功伯にも封ぜられるような榮誉を得たが、失脚すると、あわや棄市されるまでに至り、ようやく雲南の金齒の仲間という悲惨な運命に遭った。祝允明としては、これをそのままに書きしるすに忍びなかつたのである。されば提要にいうような徐有貞についての飾言も見られたことと思われる。しかしまた徐有貞などのように英宗復位の關係者が身内にあつたから、その時の事情もかなり詳細に記録されたのである。郎瑛が七修類稿卷十三「英宗復位実録」の中で、復位の経過を説明して、

予嘗得說楊御史瑄記陳閣老循弁寃疏、李学士賢天順日録、祝通判允明蘇林小記（蘇材小纂）、因緝略以為前文、中則全取小記、蓋諸篇則言其前後事情、復位無如小記之詳也、

といい、祝允明の蘇材小纂の記録が、英宗復位の事情をもっとも詳細に叙述したものと断じたことは、またこの書の価値を認めたものといえるのである。

さてそれではこの蘇材小纂の纂修時期はいつだろうか。



允明の自序なるものにいう所からすれば、弘治改元後実録纂修に關して私纂したというのであれば、おそらく弘治の初めごろであろう。とすれば漸く彼の文名が高くなったころで、彼が郷試に應じて挙人となった時よりも、少し前ではなからうかと思われる。すなわちその時期ならば、彼が真摯に登第を志ざしていた時ということになり、おのずからこの蘇材小纂には後人によって彼の代名詞にされるような放誕なる風は見られないということも、うなずけるのである。また四庫全書総目提要の中で、彼の讀書筆記一卷に對して、この書が彼の他書にみられるような狂誕に似ず理に近いのは、成化二十一年の撰で、彼の少時の作にあたり、未だ礼法の外に出る前の著であるからといった解釈も、同じように考えあわせることができるであろう。これらと對照的な書が野記であり、その野記は、同治甲戌刊に見られる自序によれば、正徳六年八月の著ということになる。すなわち五十二歳の時であり、すでに弘治五年郷試に應じて挙人となつてから、二十年の歳月を経ており、興寧県知県、応天府通判という官職を退いた後のことであろう。すなわち允明の後半を代表する一書である。

ところで宮崎博士は、祝允明や唐寅などを市隱と称せられた。市隱とは「官途に望みを絶つて郷里に住みついた士大夫で、進士、挙人、生員などの一種の学位、或いはそれ以上の官としての肩書をもって、一般民衆よりも特權的な地位を認められていても、彼等は何よりもその生れた土地を愛し、郷里の民衆と苦樂を共にしようとする。こういう云わば隱者的な士大夫」であるといわれる。そのような意味からいえば、祝允明は応天府の通判を辭して郷里に帰つてからの生活態度に市隱の要素が濃厚であり、そこにまた蘇州人に共通な反骨精神がうち出されてゆく。その一つのあらわれが彼の野記であつたと考えられるのである。

しかし野記に収める内容からみれば、すべて明代における出来事を収録する。それはまた前聞記も同様であつた。その時代的範疇からいえば、蘇材小纂も同じである。だがその明代という枠を越えて、歴史一般について彼の反骨精神を表現したものといえば、何といつても祝子罪知録を挙げなければならぬ。

祝子罪知録十卷は、文徵明の序によれば嘉靖元年の作というから、祝允明晩年の著である。四庫全書に採録した時



は乱君を放弒することを得ず、子は頑父を放弒することを  
得ない」からだという。したがって殷の宰相として湯王を  
援け、夏の桀を討つて天下を平定したという伊尹は、彼に  
よれば不臣であり、聖賢と言うことは出来ないとする。そ  
の理由には、たとえば宋の学者鄭厚の文からとして、

唐虞以揖遜得天下、而猶用和仲稷契、以厚風俗、成湯放桀、而  
有天下揖遜已異、淳朴大壞、

の句をもってくるのである。

伊尹といえば周公、呂尚、管仲などともに名臣に加え  
られる人である。これに対して不臣ときめつけた彼の筆は、  
さらに管仲にも及んでいく。管仲は春秋時代の齊の桓公に  
仕えて宰相に任ぜられた人物で、孔子も「微管子、吾其被  
髮左衽矣」とまで尊重した。しかし允明はいう。「管夷吾、  
功罪不相蔽也」と。何故ならば、「行已為智、治國為仁、  
不死之愆、瑜瑕一玉」というのである。すなわち管仲と鮑  
叔牙との交友について、管仲が三戦三走した訳は、彼に老  
母があるからだを知ってくれるのは鮑叔牙のみであるとい  
った話は有名であるが、允明はそのような私情によって、  
重大な戦を三走までしたことに強く反撥したのであろう。

その点では同じく孝の立場から父の讐を忘れず、殷の仇を  
報じようとした紂の子武庚に賞讃をおくり、これと共に兵  
を起した周の一族、管鮮、蔡度にも、殷の義士に従って復  
仇の助力をしたものと讃辭を呈するのである。

ところで李卓吾が蔵書の中で、徳業の儒臣の中に入れた  
前漢末の文学者に揚雄がある。揚雄は博覽で寡欲、富貴を  
のぞまず、四十数歳になって都にのぼり、大司馬王音に文  
才を認められ、成帝、哀帝、平帝に仕えたが、王莽が位を  
奪った時は、彼におもねらず、官は大夫にとどまったとい  
うが、朱子は通鑑綱目の中で、彼が王莽の功徳を頌したの  
で「莽大夫揚雄死」と書いた。允明はこれに対してつぎの  
ようにいう。

評雄甚衆、時予時奪、皆求之過、大略諸人過於賞、朱氏過於罰、  
罰亦未足蔽其罪也。又曰、雄仕漢、遇莽新室之亂、既不能去、  
又懼禍乃為斯文、以媚取容、嗚呼君子仕以行道、道不行則行其  
節、莽之不臣、雄宜以君臣之義匡救之、以行其道、苟畏其威、  
愛其死、則投簪以明其節、詎有苟禄偷生、

と。つまり揚雄は儒なるをもって生を全うしたが、しかし  
君子たるもの、道を以って仕え、道行わなければ、積極的

にその道を行わしめるべく努力し、行われ難ければその節を明らかにせよとぎめつけたのである。祝允明は出処進退の曖昧なることを憎む。そこに彼の合理主義精神のあらわれをみる事ができるであろう。その合理主義精神はまたいわゆる彼の市隱的生活の中にも現われる。そして歴史の中ににおける隱なる人物にもするどい批判の眼を向けていく。

後漢の劉秀光武帝と同学であつた嚴光は、劉秀が即位すると、みずから身を隠したが、光武帝は探し求めて朝に召した。すると嚴光は儀礼にとられず、帝とともに床に伏し、帝の腹に足を置いて熟睡したが、帝も故旧を忘れず、彼の非礼をとがめなかつた。そして彼を諫議大夫に任せようとしたが受けず、帰郷してしまつたという。つまり一種の逸民だといわれるのであるが、祝允明は「嚴光こそ姦鄙なり」という。つまり前後をわきまえぬ田舎者と断じ、嚴光の態度に傲慢不遜な姿をみたのである。これは時苗や羊統にも通ずる姿勢である。時苗は少時より清廉なる人といわれたが、寿春令になつた時、黄牛に車をひかせ、在任中に一頭の仔牛を生んだ。彼が任を去るに及んで、その仔牛を留め、自分が来た時は仔牛はいなかつたからだといつた。

また羊統は廬江南陽二郡の太守となり、諸寇を討平したが、つねに敝衣羸馬で清介自持と称せられた。府丞が嘗つて生魚を送つた所、羊統はこれを庭に懸け、賄物を排除する意を示した。その後、靈帝は羊統を大尉に任ぜんとしたが、当時三公に拜せられる者は東園に礼鉅巨万を輸すしきたりがあり、中使が督促に行くと、羊統は身につけた縵袍を示して「臣之所資、惟此而已」といつたという。このような時苗、羊統の清廉なる態度の中に、祝允明はかえつて清介を押し売りするような不自然な姿を感じとつた。允明らの意識には、市隱とは決して無理な態度、如何にもそれを強調するような姿勢はとるべきでない。あるがままの自然の生活態度、しかも合理主義に徹する文化人こそ、蘇州人の願っている至高なる姿であると考へたのである。

したがつて種放のごとき私情にこり固まつた田舎者は以つての外と論断する。種放は趙宋の人、沈黙好學にして、七才ですでに文を能くした。父が彼を進士に挙げしめんとした時、「業未成、不可妄動」と辞した。父の卒するに及んで、母を奉じて終南山に隠れ、講習をもつて業となし、東脩を得て母を養つた。淳化中、種放が朝廷に召されるや、

母の悲りはげしく、母子は更に窮僻に転居し、隠居すること三十年、その後咸平中ようやく召されて官に就いたといわれる人物である。祝允明はこのようなただ母の情にのみ縛られて、人跡まれな山野にかくれ住む者は「鄙夫なり」と言い放つ。市井に生活し、しかも孝を全うする者こそ、真の隠人であるとみるのである。种放のごとき母への盲従に対して、鋭い批判を向けた祝允明は、また我が児を犠牲にした鄧攸へも、決して容赦はしない。鄧攸は西晋の少時孝を以て聞えたが、永嘉の乱に石勒の蹂躪に遭い、我が児と従子をつれて逃げた。しかし屢々賊に遇い、ついに二人をつれて逃げるができなくなった時、弟が早死している為にその跡の絶えることを慮って、弟の子であるその従子のみをつれ、我が児を棄てて江南に至ったが、その後、自己には子供が生れず、彼の嗣無しといわれ、彼の苦衷が話題になった。しかし祝允明は鄧攸を指して、「子而不孝、父而不慈、人之獸也」と極言する。允明の人間性か  
らみれば、まさに彼こそ人面の獸と看取されたのであろう。さて次には、少しく観点を變えて、祝允明の忠不忠論を考えてみよう。唐の王珪、魏徵といえば、太宗時代の名臣

として知られ、李卓吾の蔵書でも、「行業儒臣」の中に入れている人物である。しかし彼等がともに李世民の兄李建威に仕え、李建威に向って弟の世民を除くことを勧め、玄武門の変に活躍した。のち太宗に仕え厚く親任されたが、祝允明は、彼等を不忠なりと批判する。そして則天武后に反対して兵を挙げた駱賓王や徐敬業に対して忠なりといい、則天武后に従って徐敬業の乱を平定した魏元忠を不忠なりときめつける。また五代の後周に仕え宋の太祖に従わなかった李筠や、北漢の二代目として宋と対立した劉鈞をば、忠孝完うせる者と賞讃したのである。これとは逆に、程朱の学を学び、死後孔子廟にも従祀された許衡は、元の世祖に仕えて、国子祭酒や商議中書省事にもなったが、祝允明は彼を忠の蠹だと酷評する。それは彼が異民族である元に仕えたからだともいい、また官に就いても、暫らくすると帰郷するなど、出処進退が明らかでない所から出た批判であろうが、許衡とならんで元の学者と称せられる朱子四伝の弟子呉澄に就いても、また同じく忠の蠹という批判が下されているのである。

今まで挙げてきた人物は、彼の論じた人物のなかの一部

分にすぎない。しかし彼がくだした古今の人物に対する論評には、おのずから彼の持つ規範があつて、その規範に従つて、明解なる断定をくだしているのである。すなわち古来の定評というものを没却し、人間性にもとづいて、あるがままの自然の状態で考えた判断に基準をおき、合理主義精神、反骨精神によつて組み立てられた道理で批判した人物評伝といえるであろう。

五

すでにのべた評伝だけでも、祝允明の説が当時の世人を驚かすには十分なものであつたことが知られるであろう。ところがなほ祝子罪知録の中には、儒学、とりわけ孟子を止揚した程朱の学に対する批判が藏せられていた。

およそ彼は、孟子の性善説、荀子の性悪説を共に非とする立場である。彼はいう、  
夫性必有恒、有恒非尽善也、非尽恶也、有善者也、有恶者也、有善惡交并者也、善者甚寡、義炎之類也、恶者亦甚寡、蚩苗之類也、交并之類一而其剂分、彼此侵互、為品極繁、殆不可算、古今之賢良中人以至細人鄙人、愚不肖也、

と。すなわち人間には善者だとか、悪者だとか割りきつて言える者は少ない。人間とは善悪あわせ持つ者が殆んどであるというのであるが、孟子と荀子を論じた場合、とくに彼の孟子に対する批判は酷しい。彼は、「孟軻縱横者流、不可謂賢人」といった。また鄭厚の言にもとづいていう、

孟軻非賢人也、夫春秋書王以存周也、孔子曰、如有用我者、吾其為東周乎、此仲尼之本心也、孟軻非周民乎、履周之地、食周之粟、常有無周之心、学仲尼而叛之者也、

と。また李靚の説をとりていう、

孟子曰、五霸者三王之罪人也、吾以為孟子者五霸之罪人也、五霸率諸侯事天子、孟子勸諸侯為天子、苟有人性者、必知其逆順耳矣、孟子当周顯王時、其後尚且百年、而秦併之、嗚呼孟子忍人也、其視周室如無有也、

と。したがって、その孟子を強調した程朱を論じて、「程頤朱熹、経師君子、時之賢人、或稍過之更以疑累」といい、その理由として、「程頤朱熹の伝経の功はもとより大である。しかし経師の授受は漢唐より注し疏し來つたもので、宋儒は三国六朝唐代の諸師を輕侮するが、その間経伝は墨々として絶えず、宋にまで至つたのである」と。ところで

程頤や朱熹が、いわゆる道学を大成したが、彼等の道統によれば、「孔子歿せる後、曾子独りその伝を得てこれを子思に伝え、以て孟子に及ぶ、孟子歿して伝うるなし」とい、宋の中葉に至って周敦頤が出て聖賢不伝の学を得、張載は西銘を作つて理一分殊の情を極言し、程頤、程頤に至つて、大学、中庸の二篇を表章して、論語、孟子とならび行わしめた。その後、宋の南渡に及び、新安の朱熹が出て程氏の正伝を得た。これが道学であり、宋史道学伝に「是れ宋儒の学、諸子に超越して、かみ孟子に接する所以のものか」という。このように道学においては、依拠する典籍としては大学・中庸・論語・孟子の四書をあげているが、その中で特に新しく強調されてきたのは孟子である。そこで祝允明は当時の生活規範であり、学問・倫理の基盤であった程朱学に抵抗して、まずこの孟子に反撥し、ついで程頤、朱熹を批判し、道学を論評し、さらに四書よりも六経に重きをおいたのである。

ところで祝允明がこれほど程頤や朱熹を批判できたのは、やはりその時代の儒学の中に、旧来の程朱学に対して堂々と批判出来る素地が醸成されつつあったからである。すな

わち宋以来の道学すなわち程朱学が、元明と時代を経るにつれて、いよ／＼固定化するとともに、權威の虚飾を加えるばかりであったが、永樂朝に出来た四書五経性理大全にもとづく儒学は、やがて成化朝ともなれば、その誤りを指摘され、四書五経大全の改訂をも上奏しうる時代になってきた。その一つの現われが丘濬の「大学衍義補」でもあろうが、一方では儒学の中に陳白沙などのように禅に近い学者も現われ、また程朱学と異なった陸象山の学を継承する王陽明も現われてきた。王陽明は祝允明より十二年後に生れて、ほぼ同時代に活躍した人物である。

さて以上のべ来つた所をみれば、もはや祝允明が如何なる立場で、歴史上の人物を評伝したか、その大要を知り得るであろう。つまり彼の野記や前聞記などに現れていた歴史的感覺が、この祝子罪知録の中では、彼一流の人物評伝として表現せられ、独自の境地を開拓したものといえないだろうか。四庫全書繪目提要では王弘撰の山志を引用している。「祝枝山は狂士なり。祝子罪知録を著わし、その筆刺予奪は、人の敢えて言わざる所をいい、刻にして戻、僻にして肆なり。けだし学禪の弊、すなわち屠隆・李贄の徒

なり」と。この言葉は、礼法に反逆する人士はすべて放誕であり、狂士と解し、それを屠隆や李卓吾の徒であると見なす御用学者的見解であることはいままでもない。もちろん祝允明と屠隆や李卓吾との間には、時代的にも行動の上でも、異った面が多い。たとえば祝允明のとりあげた人物の評価と、李卓吾の与えた評価とは、かなり相違する所があることは、先に引用した揚雄や王珪・魏徴の例からみても、窺い知られるであろう。すなわちその表現形式はこうとなっている。李卓吾の蔵書では、多くの人物を大臣伝、名臣伝、儒臣伝、武臣伝、賊臣伝、親臣伝、近臣伝、外臣伝などの項目に分類して、それぞれに当てはめ、紀伝体に似せた体裁をとっている。また個々の人物についての判断は、互に異なっているが、必ずしも世間で行なわれている人物の評価には拘束されず、自由なとりあげ方をする点では、揆を一にする所がある。したがって、先に李卓吾の蔵書をとりあげて比較したのは、祝允明の罪知録には、李卓吾の蔵書などにみられる世間の規範にとらわれない歴史人物への解釈という傾向が、共通して現われていることを看取しうるからである。その点では蔵書に先行する書物

として、祝子罪知録の価値をみなおすべきではないか。まして、この書物のように、はじめから人物批判を主とした形式の書は、他にあまり例をみなかったものであろう。しかもこれほど遠慮会釈なく彼一流の人物批判を加えたものであるから、ほとんど世上に流布しなかったのも当然である。

いま改めて罪知録を検討し、そこから書家として知られた祝允明の史評眼を見ることは、甚だ興味の深い問題である。そしてまたその書から明代における蘇州人の旺盛なる反骨精神の一端をも、窺い知ることができであろう。さらに付言するならば、中国では殆んど整った形では残らなくなった罪知録が、さいわいにもわが国で保存されていたことも、大いに喜ぶべきことといえるのではなからうか。

① 同書三四三頁、「掌故の学の一変」

② 内藤博士は同書の中で、「勿論実録が正確な史料であるかということも疑問であって、殊に靖難の師のあった為に、太祖実録は建文の時に編したものを永楽の時にそのまま用うことが出来ず、その為に改纂したところがある。それで明初の実録は不信用であるといわれるが、しかしそれは革除の御家騒動に關することだけで、すべてに於てそうである訳ではない」といわれる。明代歴史の実録には、勿論それぞれの編纂担当者の意見や、その時の事情によって、公平無私に行



なわれたとはいえない所がある。たとえば内藤博士のいわれる太祖実録においても、靖難の事件に関する個所にとどまらず、その他にも正確でないと思われる個所が幾つもあり、潘程章の「国史考異」や銭謙益の「太祖実録弁証」などは、それらを詳細に論じている。なお明実録の成立の事情などについては、拙稿「明実録の研究」（明代漢蒙史研究所収）を参照のこと。

③ 「國立中央圖書館藏本弁山堂別集」影印本（台湾学生書局刊）のはじめに、包邁彭氏が王世貞とその史学について要領よく纏めておられる。その中で王世貞の生卒については、錢大昕の弁州山人年譜などにより、「嘉靖五年十一月五日生、万曆十八年冬卒、年六十五歳」の説をとっているが、明史では「嘉靖八年生、万曆二十一年卒、六十五歳」という。包氏はこの二説を挙げてはいるのに対し、談遷の国権では「万曆十九年正月卒、年六十八歳」という別の説を出しているの、その生年は「嘉靖四年」ということになる。いま一般の説に従い、明史にいうところの「嘉靖八年生」とする。

④ 国権万曆十九年正月辛酉の条。

⑤ 同右の条に続いていう。

⑥ 弁山堂別集卷二十、史乘考誤一。

⑦ 明王瓊撰、一卷、今猷遺言、広百川学海辛集、說郭統弔第十八等所収。

⑧ 明尹直撰、一卷、塞斎瑣綴録ともいふ。歴代小史卷九三、說郭統弔第八、說庫等所収。

⑨ 明祝允明撰、四卷、普通ただ野記ともいふ、また九朝野記ともいふ。歴代小史卷七九、說郭統弔第七所収。

⑩ 明徐禎卿撰、一卷、歴代小史卷七八、紀錄彙編、広百川学海丙集、五朝小説皇明百家小説、說郭統弔第十二、勝朝遺事初編、說庫等所収。

⑪ 明沈周撰、一卷、五朝小説皇明百家小説、說郭統弔第十三、明六朝小説等所収。

⑫ 明陸燦燾撰、十卷、紀錄彙編、五朝小説皇明百家小説、說郭統弔第十四、明六朝小説、說庫等所収。

⑬ 産不戸者、釈氏以為世尊、及転輪聖王之瑞、而儒者以為必無之事、而実未必然、成化十八年、鳳陽宿州民張前妻王氏、孕当産臍下右窟不可忍、凡三月而増劇、至三月一日亥時、腹畔右開裂、生一男、鼻準中有黑痣一、巡按御史周蕃、上其事於朝、而祝京兆記之、尹文和直瓊綴又云、二十年徐州一婦、初孕肋骨下即生一瘤、漸長如核大、久之皮亦莹薄、兒遂從此産、有司具聞、月給贖米、直往來徐州見之、此豈一事耶、然所伝不同而有概、

⑭ 四庫全書總目提要卷一四三、小説家類存目一。

⑮ 七修類稿卷九、「仁廟聖学」

⑯ 史林第三十七卷第三号（アジア史研究第四卷所収）。なお「明清時代の蘇州と輕工業の発達」（東方学二、アジア史研究第四所収）も併せて参照。本稿はこの二論文から多くの示唆を受けた。記して感謝の意を表す。

⑰ 明史卷二八六、徐禎卿伝の付伝。また明史稿卷二六七、本朝分省人物考卷二一、明詩綜卷二七上など、諸書に伝を載せるが、國朝猷徴録卷七五に見える陸燦の「祝京兆允明墓志銘」と、皇明文海卷一六〇に出ている陸燦の銘文との間には、一部に相違がある。なお皇明文海には王鏞の「祝京兆允明」なる一文も載録されている。

⑱ 明史には頭と書くが、陸燦の銘ならびに枝山文集には、いづれも頭という。中国人名大辞典においても頭に従う。

⑲ 陸燦の「祝京兆允明墓志銘」参照。

⑳ 明史藝文志には懷星堂集とあり、四庫全書總目提要には懷星堂集とあり、いま、懷星堂集に従う。

- ⑲ 明史藝文志にいうこの小集七巻について、四庫全書総目提要巻一七一、「懷星堂集」の項ならびに同治甲戌刊の野記跋文には、朱彝尊の静志居詩話を引いて次の七篇すなわち、金縷、醉紅、窺簾、暢哉、擲果、弘絃、玉期等の諸集であるという。
- ⑳ 一九六二年、祝允明の手写になる正徳興寧志四巻本の影印本が、蘇州文物保管委員会蔵稿本をもとにして、北京中華書局から刊行された。
- ㉑ 明史巻九七、藝文志二、伝記類。
- ㉒ 京都大学人文科学研究所漢籍目録では、金声玉振集組織所収の「成化間蘇材小纂」一巻を明関名撰としている。あえて撰者名を挙げれば、明祝允明撰とすべき所である。
- ㉓ 七修類稿巻十三、国事類、「英宗復位夷録」、及び巻十四、「黄庭」の条。
- ㉔ 明史巻一七一参照。
- ㉕ 祝子罪知録七巻本に関しては、曾って東大の前野直彬氏より御示教を受けた。其後これに報ゆる機会を得なかったが、今回ようやく罪知録について報告する機を得た。記して感謝の意を表する次第である。
- ㉖ 同書は文徵明序、祝允明自序、笈凡、目録と続いて、本文に入っ

ている。ところで校者には王世貞の名が挙げられているのは甚だ面白い。また閲者には陳以聞、祝耀祖、周爾筦の名が挙げられているが、これらがどこまで校閲に関与したかはわからない。なお各巻末に「曾孫男世廉謹輯」とあり、実際に本書が刊行されたのは、ほとんど明末のことであろうと思われる。大阪府立図書館の祝子罪知録は六巻六冊である。これは遼左文庫蔵本と同じ版によったものであるが、巻七以下は欠落し、またそれに合せて始めの目録をも改竄した跡があり、本文中にも処々に手を入れた形迹がみられる。

㉗ 宋史巻四二七、道学伝。

㉘ 拙稿「大学衍義補の成立について」（『大谷史学』第十号）参照。

㉙ 屠隆は浙江省鄞県の人、万曆五年に進士となり、頴上の知県や礼部主事などを歴任したが、酒がもとで罷免された。詩文にたくみであった。彼の仏教関係の書として、心泰の仏法金湯編にならって、万曆三十年に仏法金湯録をつくり、護法論を展開した。祝允明の罪知録には、六巻・七巻に「論釈」があり、同じく儒仏道の調和論をのべている。この点が相似しているが、提要にいうような「学禪の弊、すなわち屠隆・李贄の徒なり」という言葉は必ずしも妥当でない。

（富山大学助教授）

## Formation of Jisyû Order 時衆教団

by

Yoshihito Ishida

Ji-shû sect 時宗, looking up to Ippen 一遍 as its head, had no unity of the order in his days and collapsed with his death. The man who revived it and organized as an order was Taamidabutsu-shinkyô 他阿弥陀仏真教, so-called 'Nisodaishônin' 「二祖大上人」; who accepted the country-warriors' request and built some hundred exercise halls in various places, where he made his followers, Jishû 時衆, stay.

It is this article that researches the following questions: How did he regulate and organize these staying Jishû and how was his established course inherited?

## Chu-yün-ming's 祝允明 History

by

Senryu Manno

In the historian's history the Ming 明 dynasty never had a rich crop; but after the middle of the Ming dynasty the reasonable study of history based on records and historical novels took the place of popular history or Yeh-shih-ti-chang-ku-hsüo 野史的掌故の学 in the first-half of Ming.

Such a tendency, succeeded by the following Ts'ing 清 dynasty, developed the historical study in K'ao-chêng-hsüo 考証学; in the latter-half of the Ming dynasty some historians, such as Li-chuo-wu 李卓吾, irrespective of the past estimation of persons, were apt to offer their own comments from a new viewpoint.

To speak of Chu-yün-ming 祝允明 who was generally well-known as a calligrapher, Chu-tzu-tsui-chih-lu 祝子罪知録, one of his works, had overthrown the established personal criticism and developed a new personal criticism.

We try to add a new page to the historian's history in the Ming dynasty, by observing the Chu-yün-ming's criticism which was developed and supported by the strong critical spirit in the Su-chou 蘇州 county

underground in the middle of the Ming dynasty earlier than the appearance of Li-chuo-wu.

The Determination of the Revolutionary routes and  
the organization of the Russian officers, on the  
eve of the Polish rebellion in 1863.

by

Tetsuro Aratake

In this thesis we have treated the conditions in which the Russian Revolution developed into a military one in the period of the first revolutionary situation between the nineteen-fifties and the nineteen-sixties. In these days, in Russia, the capitalism was yet at an gradual developing stage and the laboring class was not organized, while the revolutionary party could not settle down in mind of the people. In view of these situations, the revolutionists, though they thought a revolution by the people to be essentially important, could not help expecting the army, the only organized power, as the initiative of a revolution. They, after all, failed in a revolution owing to the insufficient preparations. But, in this process, the people deepened their understanding about the people's role as a driving force of historical development, the nature of czarism in the class system, and the basis of the revolutionary alliance between Russia and Poland, which was inherited as a valuable property to the following era.

Formation of Zokubetto 俗别当

—especially on the 'Kanjin' Zokubettô 「官人」俗别当—

by

Kyoko Kikuchi

Zokubetto 俗别当, with close relation of the Buddhist policy in early Heian 平安 era, have been discussed on the Ujibito- (or Dan-otsu) Zokubettô 氏人(檀越)俗别当 in tutelary temples of the country clans alone: Is it really sufficient?

In this article, attending to the fact that Zokubetto 俗别当 in various